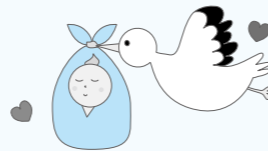


不妊・不育症治療費の一部助成をしています

不妊や不育症治療に取り組まれているご夫婦を支援するため、特定不妊治療、一般不妊治療、不育症治療について治療費の一部を助成しています。

- ◎特定不妊治療・・・体外受精及び顕微授精
- ◎一般不妊治療・・・タイミング法及び人工授精など
- ◎不育症治療・・・妊娠しても流産や死産を繰り返す場合の検査・治療
(助成内容)



	特定不妊治療	一般不妊治療	不育症治療
対象 (主な要件) ※①②③のすべてに該当すること	①県の特定不妊治療の助成を受けた夫婦 ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ③夫婦合算した前年の所得が730万円未満 など	①一般不妊治療を受けた夫婦 ②一般不妊治療の開始時において妻の年齢が43歳未満 ③夫婦合算した前年の所得が730万円未満 など	①不育症治療を受けた夫婦 ②不育症治療の開始時において妻の年齢が43歳未満 ③夫婦合算した前年の所得が730万円未満 など
対象費用	指定医療機関で受けた医療保険適用外の特定不妊治療に要した費用 (特定不妊治療に至る過程において精子を採取するための手術も含む)	医療機関における一般不妊治療に要した費用に係る本人負担額(保険適用・適用外は問いません)	医療機関における不育症の治療費等(検査料を含む)に係る本人負担額(保険適用・適用外は問いません)
助成回数・助成年度	40歳未満 6回まで 40歳以上43歳未満 3回まで	1月から12月までの診療分で、連続する2年度	1月から12月までの診療分で、通算で5年度
助成額	1回あたり上限10万円 (治療内容によっては5万円)	1年度あたり上限5万円	1年度あたり上限10万円

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

この記事の全般については 稲美町 こども課 育児支援係 ☎492-9155
 県の特定不妊治療費助成については 加古川健康福祉事務所 地域保健課 ☎422-0003
 または兵庫県ホームページ [兵庫県 特定不妊治療](#) 🔍 検索

～稲美町国民健康保険に加入している人へ～

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のはがきを送付します

稲美町国民健康保険では、医療費の自己負担額の軽減や国保財政健全化のため、現在のお薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に変更した場合の差額について案内する「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のはがきを対象者に送付します。このお知らせを参考にいただき、ジェネリック医薬品の利用についてご検討ください。

- 対象：10歳以上の国保加入者(主に生活習慣病に関連する薬を服用している人)で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1カ月1薬剤あたり300円以上削減できる人
- 内容：ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額

ジェネリック医薬品を利用するには

かかりつけの医師・薬剤師に相談していただくか、医療機関の窓口にて「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してください。

- 【注意】
- ・「ジェネリック医薬品希望カード」は健康保険証の裏面に印刷されています。
 - ・医師の判断により、ジェネリック医薬品に変更できないことがあります。
 - ・薬局に在庫がないときは、お薬を用意するのに時間がかかることがあります。

《問合せ先》 国民健康保険中央会コールセンター ☎0120-53-0006 (平日9:00~17:00)
 住民課 保険年金係 ☎492-9135

子育て支援センターからのお知らせ

●ヨチヨチの会

保健師、栄養士を交えて日常の育児について話し合ったり、親子のふれあい遊びを体験します。申し込みはいりません。

【と き】 2月13日(木) 10:00~11:30
 【と ころ】 いきがい創造センター
 多目的ホール

【対 象】 1歳児とその保護者

申込・問合せ先 こども課 育児支援係
 (子育て支援センター)
 ☎492-9090



●1歳遊びの会

他の親子とゆっくり関わりながら、タッチセラピーを体験していただけます。

【と き】 3月12日(木) 10:00~11:30
 【と ころ】 いきがい創造センター
 子育てルーム

【対 象】 1歳児とその保護者

【定 員】 15組

【講 師】 高橋 温子氏(母と子のタッチセラピーインストラクター)

【申 込】 2月13日(木) 8:30から
 (定員になり次第締め切ります)

新年度における私立幼稚園・認可外保育所などの利用料無償化の申請について

現在、認可外保育施設などを利用中の人で4月から3歳児クラスになる人、または4月から新たに新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設などを利用する人が無償化の対象となるためには、町からの認定(施設等利用給付認定)を受ける必要があります。

対象となる人は認定の申請をお願いします。

【無償化対象施設(事業)、対象者及び利用料】

区分	利用する施設・事業	利用料
①	・新制度未移行の幼稚園(私立幼稚園)	月額25,700円までの利用料が無償
②	・認可外保育所 ・一時預かり事業 ・病児(病後児)保育事業 ・ファミリーサポートセンター事業等	3~5歳児 月額37,000円までの利用料が無償 0~2歳児 月額42,000円までの利用料が無償 (0~2歳児クラスは住民税非課税世帯のみ対象)

※上記の表は代表的な無償化対象施設(事業)です。ただし、一部適用外となる施設・サービスもあります。以下の人はすでに町から認定を受けているため、申請は不要です。

- ・公立幼稚園、認定こども園、認可保育所などに入所中または入所申し込みをしている人。
- ・新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設などを利用中で、すでに保育料が無償化の対象となっている人。

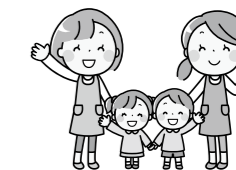
【受付期間】 3月10日(火)まで

【受付場所】 幼稚園等の教育部分：教育課 認可外保育所等の保育部分：こども課

【提出書類】 区分①：申請書 区分②：申請書、勤務証明書など

※申請方法などは、ホームページに記載していますのでご確認ください。

【問合せ先】 幼稚園等の教育部分 教育課 ☎492-9149
 認可外保育所等の保育部分 こども課 ☎492-9155



夢づくりフェスティバル開催のお知らせ

夢づくり案内人のPR・活動発表の場として、夢づくりフェスティバルを開催します。ぜひご覧いただき、夢づくり案内人をご利用ください。

と き 3月1日(日) 10:00~14:00
 と ころ いきがい創造センター
 問合せ先 生涯学習課 ☎492-2340

お米券の有効期限にご注意ください

町では、「すこやか親子21支援事業」として、子どもが生まれた家庭にお米券をプレゼントしています。

お米券の有効期限は券の裏に表示していますが、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間にお渡しした券の有効期限は令和2年3月31日までとなっています。期限を過ぎると使えなくなりますので、まだ残っている人はお早めにお使いください。

問合せ先 こども課 児童福祉係 ☎492-9155